委託契約約款　第 22 条第 1 項に係る特記仕様書

本委託業務は委託契約約款第 22 条第 1 項（以下、「全体スライド条項」という。）を適用する契約である。

1　本委託業務における人件費とは、受託者が本委託業務に直接従事する者に、本委託業務に従事した対償として支払う、労働基準法（昭和 22 年４月７日法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。

本委託業務に直接従事する者に対する健康保険、厚生年金保険、労働保険等の事業者負担額及び児童手当拠出金等の法定福利費は、諸経費として計上すること。

2　本委託業務における賃金水準又は物価水準は、次のものをいう。

(1) 賃金水準

□　労務単価（該当労務単価：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

■　神奈川県最低賃金（以下、最低賃金という。）

(2) 物価水準

□　物品の単価（該当物品：　　）

■　消費者物価指数　全国（生鮮食品を除く総合）（以下、物価指数という。）

3　本契約の変更金額算出方法は次のとおりとする。

□　本学設計書による算出（該当労務単価及び物品の単価は２のとおり）

■　委託契約約款第２条に規定する、受託者から提出された内訳書（以下、「受託者の内訳書」という。）による算出

（ただし、人件費については、受託者の内訳書中の人件費に、契約締結時の最低賃金と、変更請求時の最低賃金を比較した変動率を乗じた値を上限とし、物品費については、受託者の内訳書中の物品費に、契約締結時の物価指数と変更請求時の物価指数の変動率を乗じた値を上限とする。）

□　上記２種の併用

労務単価使用項目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

受託者の内訳書使用項目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿